

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案参照条文

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止）

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

（非弁護士の虚偽標示等の禁止）

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
（虚偽登録等の罪）

第七十五条 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第五条の二第一項の規定による申請において、第五条第一号又は第三号に規定する職に在つた期間、同条第二号に規定する職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同条の認定をさせた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二十八条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第七十二条の規定に違反した者

四 第七十三条の規定に違反した者

(虚偽標示等の罪)

第七十七条の二 第七十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十七条の三 第三十条の二十七第六項又は第四十三条第二項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)(抄)

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 五 (略)

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

イ 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定による手続(口に規定する手続及び訴えの提起前に

おける証拠保全手続を除く。)であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争(簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。)であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

2 前項第六号及び第七号に規定する業務(以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

3 3 5 (略)

6 第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一項第六号イから八までに掲げる手続における訴訟代理人と

なることができる。

7 第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に關する訴訟行為をすることができない。

8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

三 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二（略）

・（略）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第六条 一種又八数種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス（略）

第九条 成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得但日用品ノ購入其他日常生活ニ關スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト

二 借財又ハ保証ヲ為スコト

- 三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル権利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト
 - 四 訴訟行為ヲ為スコト
 - 五 贈与、和解又ハ仲裁合意ヲ為スコト
 - 六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト
 - 七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト
 - 八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト
 - 九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト
- ） (略)
- 第四百七条 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス
- 一 請求
 - 二 差押、仮差押又ハ仮処分
 - 三 承認

五 破産法（大正十一年法律第七十一号）（抄）

第三百六十六条ノ二十一 破産者ハ左ノ場合ニ於テハ復権ス

- 一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ
 - 二 強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ
 - 三 第三百四十七条ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産廃止ノ決定ガ確定シタルトキ
 - 四 再生計画認可ノ決定ガ確定シタルトキ
 - 五 破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ
- 免責取消、強制和議取消又ハ再生計画取消ノ決定ガ確定シタルトキハ前項第一号、第二号又ハ第四号ノ規定ニ依ル復権ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七条 前条ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス
(略)

六 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

(復権)

第二百五十五条 破産者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、復権する。次条第一項の復権の決定が確定したときも、同様とする。

一 免責許可の決定が確定したとき。

二 第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。

三 再生計画認可の決定が確定したとき。

四 破産者が、破産手続開始の決定後、第二百六十五条の罪について有罪の確定判決を受けることなく十年を経過したとき。

2 前項の規定による復権の効果は、人の資格に関する法令の定めるところによる。

3 免責取消しの決定又は再生計画取消しの決定が確定したときは、第一項第一号又は第三号の規定による復権は、将来に向かってその効力を失う。

(復権の決定)

第二百五十六条 破産者が弁済その他の方法により破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れたときは、破産裁判所は、破産者の申立てにより、復権の決定をしなければならない。

2
6 (略)

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

八 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)(抄)

(審理の方式)

第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 (略)

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第三十三条、第三十四条第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三条を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

九 民事訴訟法(平成八年法律第九号)(抄)

(時効中断等の効力発生の時期)

第四百七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第四百十三条第二項(第四百十四条第三項及び第四百四十五条第三項において準用する場合を含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

十 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）

（地代借賃増減請求事件の調停の前置）

第二十四条の二 借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならぬ。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならぬ。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

十一 家事審判法（昭和二十二年法律第五百二十二号）（抄）

第十七条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について調停を行う。但し、第九条第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

第十八条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない。

前項の事件について調停の申立てをすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付しななければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

第二十三条 婚姻又は養子縁組の無効又は取消しに関する事件の調停委員会において、当事者間に合意が成立し無効又は取消しの原因の有無について争いがない場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、婚姻又は縁組の無効又は取消しに関し、当該合意に相当する審判をすることができる。

前項の規定は、協議上の離婚若しくは離縁の無効若しくは取消、認知、認知の無効若しくは取消、民

法第七百七十三条の規定により父を定めること、嫡出子の否認又は身分関係の存否の確定に関する事件の調停委員会の調停にこれを準用する。